

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

私立学校（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、おのこの建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に大きく寄与している。

少子高齢化が進行する中で、持続可能な社会を維持するためには、将来を担う子どもたちに、変化に対応し想像力を発揮できる資質・能力を身につけさせる必要があり、そのための教育環境の整備が最重要課題となっている。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活でのデジタル技術の活用が進み、学校においてもICTを活用したオンライン授業の取組が推進された一方で、学校間での教育のデジタル化の格差が鮮明となった。

新型コロナウイルスとの共存という「新しい生活様式」において、私立学校が今後とも公教育の発展に貢献していくためには、学校経営の安定的継続と、これからの公教育の基盤となるICT環境の整備が喫緊の課題である。

私立学校は、これまで授業料の改定等は極力行わず、さまざまな自助努力を続けてきたが、さらにICT環境や換気・冷房設備等の整備を行うのは限界とも言える状況にある。私立学校における教育環境の整備には助成措置の拡充が不可欠であり、国の全面的な財政支援が求められる。

よって、国においては、私学教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、一層の充実を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長